

## 佐賀空港の自衛隊使用要請についての考え (令和5年2月27日)

佐賀市長の坂井英隆です。

佐賀空港の自衛隊使用要請につきまして、本日、井野防衛副大臣等より佐賀市に来訪がありました。

先ほど、井野防衛副大臣との会談を終えまして、本日は、立地自治体の長としての、この要請に対する私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

私は、自衛隊使用要請に関しては、次の二つの視点を踏まえて判断する必要があると考えました。

一つは、地方公共団体の長として、「住民の皆様の生活を守る」、「安全・安心なまちをつくる」という使命を負っているということです。

私たち地方公共団体は、市民の安全・安心や福祉の増進を見据えながら、様々な対応について判断していくべきであると考えております。

もう一つは、国防についてであります。

基本的には、防衛については、国の専管事項であると考えておりますが、我が国を取り巻く安全保障環境は、近年その厳しさを増しており、国防の重要性については認識しているところです。

この二つの視点を踏まえながら、今回の要請について、慎重に慎重に検討を重ね、対応・検討をいたしました。

\*

\*

佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、平成26年7月22日、当時の武田防衛副大臣より佐賀県及び佐賀市に来訪があり、初めて要請がありました。

これを受け、まず、佐賀空港の設置者である佐賀県において、この要請に対する議論・検討が行われました。

平成29年7月には、佐賀県議会において、防衛省の要請を受け入れる判断等を佐賀県に対し要請した「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」が可決されました。

その後、平成30年8月24日、佐賀県は、防衛省からの要請について受入れの判断を行いました。

また、佐賀県有明海漁協においても、佐賀県との公害防止協定覚書付属資料の変更に係る協議の申入れを受け、様々な議論・検討が重ねられた結果、昨年11月1日、「県は佐賀空港を自衛隊と共用することができる」ものとする、協定覚書付属資料の見直しの判断がなされました。

一方、本市の市議会においても、平成26年7月の最初の要請の後、同年10月には「自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会」を設置し、約3年間にわたり様々な協議を重ねられ、平成29年12月、防衛省の要請を受け入れることを佐賀県に要請するとともに、諸問題の解決に向けて佐賀県に協力することを本市に要請するなどした「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」が可決されております。

佐賀空港の自衛隊使用要請に関するこのような流れの中、本市も、立地自治体として、調査や検討を重ねてまいりました。

佐賀県と佐賀県有明海漁協の協定覚書付属資料の見直しの判断がなされた翌日には、佐賀県より経緯等の説明があり、また、同月10日には、井野防衛副大臣より本市に来訪があり、改めて佐賀空港の自衛隊使用に係る要請がなされました。

この要請に対し、本市では、住民の懸念や不安に寄り添った対応を防衛省に求め、12月以降5回の説明会が開催され、本市も協力という形で参画してまいりました。

また、本市から防衛省へ、説明会や市議会等での意見なども踏まえ、様々な懸念や疑問点について、3回にわたり121点の質問を照会し、確認を行いました。

その上で、本年2月20日の市議会特別委員会で説明した「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理骨子案」をもとに、市民生活への影響等について、防衛省に確認を求める事項を8項目に整理し、本日、井野防衛副大臣に確認を行いました。

\*

\*

立地自治体である佐賀市として、市民生活への影響等について、防衛省に確認を求めた事項は、

- 1 米軍の佐賀空港利用に係る懸念への真摯な対応
- 2 オスプレイの安全性に関する情報提供及び連絡体制の構築
- 3 駐屯地の設置に関する事
- 4 周辺環境への影響に配慮した環境対策
- 5 漁業、農業等へ配慮した万全の措置
- 6 駐屯地の設置又は運用に伴う生活環境等の整備等
- 7 地域社会との調和
- 8 相談体制・協議体制の構築

以上の8項目であります。

各項目の具体的な内容につきまして、ご説明いたします。

「1 米軍の佐賀空港利用に係る懸念への真摯な対応」では、

防衛省からは、これまでも佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えていないとの回答を得ていましたが、米軍の利用に係る懸念については、引き続き防衛省の真摯な対応を求めていく必要があるため、

- ・ 米軍の常駐計画がないことの確認
- ・ 本市の理解を得ることや、地元の懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなどの真摯な対応

について求めました。

次に、「2 オスプレイの安全性に関する情報提供及び連絡体制の構築」では、

事故等に関し、様々な疑問や不安の声がある中、地元への配慮及び最大限の安全対策は当然であり、本市として連絡体制等を求めていく必要があることから、

- ・ オスプレイの安全性に関する情報等の提供及びその連絡体制の構築
- ・ 事故等発生時の迅速な情報提供、事故原因の究明、再発防止策の確立等安全対策の徹底及び本市への内容の報告について求めました。

また、「3 駐屯地の設置」に関しては、

防衛省からは、追加の格納庫を整備する計画はないこと等を確認しましたが、今後ともこれまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認する必要があるため、

- ・ 地権者の意向を踏まえずに、一方的に土地を収用しないこと
  - ・ 部隊運用に必要となる施設を33ヘクタールの範囲内に設置すること
- について求めました。

また、「4 周辺環境への影響に配慮した環境対策」では、

騒音、水質等生活環境に及ぼす様々な影響に対する懸念があるため、

- ・ 防衛省が実施した騒音等に係る環境調査を踏まえた周辺環境への十分な配慮
  - ・ 駐屯地設置に係る工事実施前と比べ、周辺環境に変化が確認された場合の原因究明及び対策
- について求めました。

さらに、「5 漁業、農業等へ配慮した万全の措置」では、

ノリ養殖をはじめとした漁業、農業等産業に及ぼす様々な影響に対する懸念があり、特に排水対策については、今後詳細な検討が進められていく予定であるため、

- ・ 漁業、農業等へ配慮した排水処理等に係る万全の措置
- ・ 漁業、農業等に損失、損害が生じた場合の補償措置、運用

改善等の適切な対応  
について求めました。

次に、「6 駐屯地の設置又は運用に伴う生活環境等の整備等」では、

駐屯地の設置又は運用が、生活環境や開発に及ぼす影響等について様々な懸念があると考えており、駐屯地の設置又は運用が、生活環境、周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、地域の発展について、特に配慮した生活環境等の整備等に係る必要な措置について求めました。

この点について補足をいたしますと、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」、いわゆる環境整備法第9条では、このような生活環境の改善等を図る事業を行う市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定する制度があり、これにより、生活環境の改善や開発の円滑な実施につながる事業等に対し、防衛省により支援がなされることとなります。

これを踏まえ、私より井野防衛副大臣に対し、防衛省に求める必要な措置として、まずは佐賀市を、この「特定防衛施設関連市町村」に指定することを求めました。

これに対し、井野防衛副大臣からは、「佐賀市の要請をしっかりと踏まえ、他の特定防衛施設における取扱いも踏まえつつ、佐賀駐屯地を特定防衛施設として指定することを含め、どのような対応が可能か検討していく」という前向きな回答があったところです。

次に、「7 地域社会との調和」では、

自衛隊機の飛行により、バルーンフライトなどイベント等に影響を及ぼすのではないかとといった不安や懸念があるため、

- ・ バルーン大会をはじめとした地域のイベント等の尊重、地域社会と地域の発展への貢献や地域社会との調和

について求めました。

最後に、「8 相談体制・協議体制の構築」では、

地域住民の困り事や心配事などに寄り添った対応をしてもらえ

るのかなどの不安や懸念に対する対応のため、

- ・ 駐屯地の設置又は運用に伴う苦情・相談窓口の設置及びその対応結果の本市への報告
- ・ 駐屯地の施設配置計画及び工事の進捗状況の本市への報告
- ・ 市民の不安解消に資する夜間飛行の訓練情報等の本市への事前提供
- ・ 騒音、排水、道路交通等周辺地域の生活環境の保全等に係る協議、報告等を行う協議会の設置

について求めました。

以上の8項目は、立地自治体である本市にとって、譲ることのできない重要なものです。そこで、これらの8項目を「合意事項(案)」として整理し、会談において防衛省の対応を求めました。

これに対し、井野防衛副大臣からは、8項目のいずれについても、「防衛省として責任をもって、これらの措置をしっかりと実行していきたい」との回答があり、私としても、防衛省において重く受け止められたものと認識したところです。

\*

\*

私は、「国防については国全体で分かち合う」との考え方については、理解をしているところであります。

また、立地自治体として、市民生活への影響等について慎重に対応・検討を重ね、本日、防衛省に確認を求める8項目について、井野防衛副大臣から責任をもって対応する旨の回答を本市としても確認いたしました。

私は、この佐賀空港の自衛隊使用要請につきまして、冒頭に申し上げた二つの視点を踏まえて検討を重ねた結果、苦渋の思いではありますが、受入れがやむを得ないと判断いたしました。

本市といたしましては、今後も引き続き、防衛省に対し、懸念への真摯な対応、安全対策、環境への十分な配慮、漁業・農業等へ配慮した万全の措置、生活環境等の整備、地域社会との調和、相談・協議体制の構築など、しっかりと求めてまいりますので、今回の判断について、市民の皆様のご理解をいただきたいと思います。

以上、佐賀空港の自衛隊使用要請に関する私の考えを述べさせていただきました。「市民生活への影響等について防衛省に確認する8項目」及び「合意事項（案）」について、合意事項の事務手続の後、「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理骨子案」の末尾に加え、論点整理として公表いたします。

最後になりますが、本日の会談においても、私より井野防衛副大臣に対し、市民の良好な生活環境の保全のため、確実に対応することが必要であると伝えたところです。引き続き防衛省に対して真摯な対応を求めていくとともに、本日の合意事項を着実に履行し、しっかりと対応していくよう求めてまいります。